

各位

会社名 株式会社スペース 代表取締役社長 若林 代表者名 (3 -) 9622

東証一部)

問合せ先 取締役管理統括本部長 林

(電話番号:03-3669-4008)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」 の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所には下線を付しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンスに係る規程の制定、委員会の 設置、取締役・使用人教育等を行うものとする。
- (ロ) 取締役は内部監査部門を通じて、定期的に内部監査を実施するものとする。内部監査部門は、監 査の方針、計画について監査役会と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告する等、監査役 会と緊密に連携するものとする。
- (ハ)子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社 の取締役及び使用人に対して当社の基本規程に準じた教育、研修等を行うものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、稟議書、その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規定の定める ところに従い適切に保存し、かつ管理するものとする。

3. 当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社グループの危機管理に関する体制を整備するための危機管理規程を定め、個々の危機につい ての管理責任者を決定し、同規程に従った危機管理体制を構築するものとする。また、当社は子会 社の危機管理について、指導・助言を行うものとする。
- (ロ) 不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な 対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役会規程に基づき、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経 営方針及び経営戦略に関する重要事項や業績の進捗について討議の上、対策を講ずるものとする。
- (ロ)業務執行に関して、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等による適切な権限の委譲により、 効率的な取締役の職務の執行を行うものとする。
- (ハ)当社は、間接業務(財務・経理、総務、人事、業務等)を子会社に提供することにより、子会社 の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制を構築し運用するものとする。

- 5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ)子会社における業務の適正及び経営管理に適用する関係会社管理規程を定め、これを基礎として子会社で諸規程を定めるものとし、当社は子会社の取締役等及び使用人を指導するとともに、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- (ロ) 取締役は、子会社において、法令違反その他経営管理に関する重要事項を発見した場合は、<u>適切</u>な対応・対策を行い、監査役との連携を図るものとする。
- (ハ) 子会社の取締役及び使用人は定期的に当社取締役会へ職務の執行状況の報告を行うものとする。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人への指示の実効性の確保に 関する事項
- (イ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から求められた際に監査役と協議の上設置するものとする。
- (ロ)監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動等人事権に係る事項の決定には 監査役の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保するものとする。
- (ハ) 監査役補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を優先し、監査役の指示に 基づく調査・監査補助等の推進を妨げないものとする。
- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役等及び使用人または、これらの者から報告を受けた者は、次の事項を監査役に定期的及び随時報告するものとする。

- ・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・法令及び定款に違反する重要な事項
- ・取締役及び使用人の職務の執行に掛かる不正行為
- ・取締役会及び常務会等の重要な会議で決議された事項
- ・内部監査の結果
- ・内部統制システムの構築に関する事項
- 内部通報の内容及び状況
- ・その他職務遂行上、必要と判断した事項
- 8. 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止 し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役が、<u>当社グループにおける会議の議事録</u>、各種報告等の重要事項について閲覧できる体制を整えることとする。

(ロ)代表取締役は、随時、監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図ることとする。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力との関係は一切これを持たないことを、基本方針と定め、反社会的勢力から不当な要求がなされた場合は、速やかにその対応部署へ報告・相談すると共にあらゆる民事上の法的手段を講じ、当社グループ全体として組織的に対応を行うものとする。

以上